

## 「第3期地域福祉計画（素案）」への御意見について（報告）

平成30年3月30日公表  
八王子市福祉部福祉政策課

この度は、市民の皆様から多くの御意見をいただき、誠にありがとうございました。  
つきましては、いただいた御意見の概要と、これに対する市の考え方を下記のとおり公表いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見は趣旨を損なわないように要約していますので、ご了承ください。

### 記

#### 1 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 平成30年1月11日（木）から平成30年2月9日（金）まで
- (2) 提出できる方 市内在住・在勤・在学の方、または市内に事務所・事業所を有する法人や団体
- (3) 閲覧場所 市政資料室、福祉政策課、市民部事務所、市民センター、図書館、市のホームページなど
- (4) 提出方法 郵送、メール、ファックス、持参

#### 2 意見の集計結果

##### (1) 提出者別

	提出者数	意見の件数
個人	6	35
団体	1	13
計	7	48

##### (2) 提出方法別

	郵送	メール	ファックス	持参
提出者数	0	4	2	1

3 意見の概要と市の考え方

No.	御意見		市の考え方
	分野	概要	
1	地域共生社会について	社会情勢が変化しており、超少子高齢社会の到来を見据え、「我が事・丸ごとの地域共生社会づくり」の重要性を周知してほしいです。	<p>広報紙や社会福祉協議会の活動などを通じて、普及・啓発を図ってまいります。</p> <p>また、高齢者や介護の分野に関しては、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていけるよう、引き続き、地域包括ケアシステムを強化していくとともに、機会を捉えて地域での支え合いの意識の周知啓発を図ってまいります。</p>
2	地域福祉について	「福祉」には、「市民に最低限の幸福と社会的援助を提供する」という考え方があるので、「しあわせ」や「ゆたかさ」も含めたもっと広い意味にとらえ、啓発してほしい。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。
3	ボランティア活動について	ボランティア活動の普及には市民活動の活性化が必要ですが、言葉の定義があいまいです。「ボランティア」や「市民活動」の言葉の整理が必要だと思います。	御意見は担当所管に伝えるとともに、今後の参考とさせていただきます。
4	地域共生社会における自治体の役割について	「地域共生社会」「我が事・丸ごと」で、社会保障は憲法で定められた国の責任であって、それをあいまいにする形で、地域住民におしつけるというのは、特に八王子市のような大規模な都市では、絵空事に感じます。最初から「行政による支援だけでは・・・」という記述は納得できません。	いただいた御意見を参考に、表現を修正しました。
5	地域福祉について	「市民力」「地域力」は言葉の意味を分けず、「市民力・地域力」で一つの言葉にした方がよいのではないのでしょうか。	本計画における定義として、「市民力」「地域力」それぞれに意味があるため、別々の言葉として記載しています。
6	地域共生社会における自治体の役割について	一人ひとりがその人らしく安心して生きられる地域にするには、健康権を保障する公的制度の整備拡充、住民が主体的参加による地方自治、民主主義を定着させていくことが地域福祉計画の根幹ではないのでしょうか？これが本当の共生社会ではないのでしょうか。	<p>様々な地域生活課題の中には、「市民力」「地域力」による支えあいにより解決できる課題、公的機関により解決する課題、また地域と公的機関が連携して解決できる課題などがあります。</p> <p>このように地域生活課題の解決に向けては、公的機関による支援の充実だけでなく、主体的に取り組む地域と協力をすすめていくことが必要と考えています。</p>

No.	御意見		市の考え方
	分野	概要	
7	社会福祉協議会 とのかわり について	地域福祉計画は社会福祉協議会の「いきいきプラン」と車の両輪であれば、両計画を一 緒に発表すべきだと思います。計画年度もずれています。「いきいきプラン」は社会福祉 協議会の計画ですが、社会福祉協議会だけでなく、市にも責任があると思います。	市の地域福祉計画の策定には社会福祉協議 会が携わっており、一体的に取り組んでいま す。 また平成30年度に社会福祉協議会が策定 する「第3次いきいきプラン八王子」におい ても市と連携を進めていきます。
8	生活困窮者 について	平成30年に予定されている、生活困窮者自立支援法の改正に対応できるよう、法改正 後も柔軟に対応する旨の記載が必要です。	生活困窮者自立支援法に限らず、関係法に 改正等があった場合は、必要な対応を行いま す。
9	福祉圏域 について	本当にたすけあいのまちづくりをめざす気があるならば、中学校区は広すぎます。小学 校区くらいでないと、まとめられないと思います。	福祉圏域については、本計画期間の中で中 学校区と民生委員児童委員協議会地区（以下 「民児協地区」という）（民児協地区と関連 する高齢者あんしん相談センターの日常生 活圏域（以下「日常生活圏域」という））とが 同一の活動の領域となるよう関係機関と協議 を進めていきます。 一方、地域における助け合いは町会・自治 会単位での取組が主となっているため、この ような活動を各中学校区単位に広めていく ことが必要と考えています。
10	福祉圏域 について	「中学校区域を最小単位と設定する」とありますが、中学校区域を基本にしつつも、地 域住民が柔軟に決められるようにすることも重要ではないでしょうか。また、自治会・民 生委員・地域包括支援センターの担当区域を同じにすることも必要です。	町会・自治会の区域と中学校区・民児協地 区・日常生活圏域の区域数をすぐに同一にす ることは難しいと考えます。まずは本計画期 間の中で中学校区と民児協地区（民児協地区 と関連する日常生活圏域）とが同一の活動の 領域となるよう、関係機関と協議を進めてい きます。
11	地域共生社会 における 自治体の役割 について	「市民力」「地域力」の支えあいはいくまでも主体的なものです。「我が事・丸ごと」 地域共生社会における地域福祉計画では、まずは自助、ということでしょうか。公的機関 の役割が見えません。	様々な地域生活課題の中には、「市民力」 「地域力」による支えあいにより解決できる 課題、公的機関により解決すべき課題、また 地域と公的機関が連携して解決する課題など があります。 このように地域生活課題の解決に向けて は、公的機関による支援の充実だけでなく、 主体的に取り組む地域と協力をすすめていく ことが必要だと考えています。

No.	御意見		市の考え方
	分野	概要	
12	地域共生社会における自治体の役割について	既成の地域団体・市民団体の活動を、地域共生社会の担い手の中心としていて、国や自治体の役割が一步引いているように見えます。公的に手厚い施策をすることが地方自治に沿った自治体の役割なのに、そうした施策が見えません。	市では、これまで構築してきた対象者別の相談・支援体制の充実に加え、それぞれが連携した取組を進めています。本計画では、「福祉サービスの充実」に掲載しているとおり、施策については、市の役割を踏まえ、地域の団体等とともに推進することにしています。
13	地域住民の主体的な活動について	すべての住民が、自ら主体的に関わり…とありますが、自分のことで精いっぱいの高齢者などはとても重い目を感じ自分は厄介者ではとってしまいそうです。	昨今、地域と孤立化していることで課題の発見が遅れるケースなどがあるため、支援される方も支援する方も主体的に関わりをもつことが大切だと考えています。 また、不安や困りごとがあるときに、地域福祉推進拠点で包括的に受け止めていけるよう取り組みます。
14	包括的な相談・支援体制について	相談窓口について、各自が自宅にいて簡単に相談できるようにするために、電話のほかSNS等により、相談項目を打ちこみすべての課リンクされるようにすれば、担当部署より直接的なアドバイスや対策が講じられると思われれます。	相談者の状況に応じた相談が受けられるよう、個人情報を守りながら、多様な相談手段を検討します。
15	活動指標について	「包括的な地域福祉ネットワーク会議」は会議開催回数が活動指標になっていますが、ふさわしくないように思います。会議録の公開も必要です。	「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の役割や実施方法は、今後検討していきます。また、会議録の公開について、会議の位置付けや、審議内容により公開の可否を決定します。
16	包括的な相談・支援体制について	改正社会福祉法第106条の2によると包括的な相談体制を、障害事業所、子育て支援拠点、地域包括支援センターなどが担い、「丸ごと」受け止めることになっていると思いますが、この素案では「丸ごと」受け止めるところが社協だけになっているように見えます。	どこに相談してよいかわからない相談事を最初に受け止める場として、社会福祉協議会が運営する地域福祉推進拠点を位置付けています。 従来の対象者別の相談・支援機関においても、相談者（の世帯）が複数の課題を抱えている場合、そこで受け止め、必要に応じて関係する機関につないでいます。

No.	御意見		市の考え方
	分野	概要	
17	包括的な 相談・支援体制 について	地域生活課題を把握したり、地域生活課題を住民が主体的に把握し、解決を試みる体制をつくったりするのが、社協だけが取り組むように見えます。子育て支援拠点、地域包括支援センター、障害者事業所等を行わないのでしょうか。	どこに相談してよいかわからない相談事を最初に受け止める場として、社会福祉協議会が運営する地域福祉推進拠点を位置付けています。一方で、対象者別の相談・支援機関などにおいても課題を「丸ごと」受け止めている現状があることから、今後、これらの相談窓口の連携を強化していきます。
18	包括的な 相談・支援体制 について	国では生活困窮者自立支援機関がその役割を担うことを期待・想定していると思いますが、新たに社協の組織を構築すると年月や費用等がかかるので、それまではどこが担うのでしょうか。	社会福祉協議会が運営する地域福祉推進拠点の整備を迅速に進めるとともに、対象者別の相談・支援機関などにおいて課題を「丸ごと」受け止めている現状があることから、今後、これらの相談窓口と連携を強化していきます。
19	包括的な 相談・支援体制 について	権利擁護や虐待等、障害・児童・高齢等、複数の分野にわたっている項目等について、連携して一体的に事業を実施できるよう、市役所各部所管の連携を十分に取るとともに、効率的かつ柔軟な予算按分を行うことを明記すべきです。	「包括的な相談・支援体制」を構築し、一体的な支援をめざすとともに、今後、「包括的な地域福祉ネットワーク会議」等を設置し、これまで以上に緊密かつ効率的な連携を図っていきます。なお、効率的な予算執行については配慮します。
20	包括的な 相談・支援体制 について	包括的な相談・支援体制について、各事業所が当該対象者以外の家族等を支援した場合に予算措置を行うことが必要です。	御意見は担当所管に伝えるとともに、事業を実施する際の参考とさせていただきます。
21	包括的な 相談・支援体制 について	市民活動協議会にも様々な情報と支援のノウハウの蓄積があるので、社協単独ではなく、市民活動協議会との連携もとりながら市民力の活用を図ってほしいと思います。	本計画では社会福祉協議会を「地域と専門的な相談・支援機関との“コーディネート役”」と位置付けており、市民活動協議会をはじめ地域団体との連携が必要であると考えています。
22	包括的な 相談・支援体制 について	これまで地域共生の経験を蓄えてきた市民活動協議会をもっと活用して下さい。	本計画では社会福祉協議会を「地域と専門的な相談・支援機関との“コーディネート役”」と位置付けており、町会・自治会や市民活動協議会をはじめ地域活動団体との連携が必要であると考えています。

No.	御意見		市の考え方
	分野	概要	
23	包括的な 相談・支援体制 について	異種団体との横つなぎが、福祉活動の活性化を図るうえで重要だと思います。	様々な団体の連携が進むよう、「包括的な地域福祉ネットワーク会議」等を活用していきます。
24	包括的な 相談・支援体制 について	社協は、自主財源をしっかりと確保し、自らの問題意識のもと、独自の調査研究をしながら、市への政策提案をするくらいの機能を果たしていくべきではないのかと思います。	社会福祉協議会の機能強化を図るとともに、いただいたご意見は、社会福祉協議会に伝えます。
25	包括的な 相談・支援体制 について	社協と市民活動協議会は、今後同じような活動をしていくと思うので、統合することを検討する必要があると思います。	社会福祉協議会と市民活動協議会は、それぞれ役割を持った独立した組織ですので、市として、統合の考えはありません。 いただいた御意見は、両団体に伝えます。
26	福祉教育 について	市民が社会福祉により関心を持ち、積極的にボランティア活動するために、ボランティアも担当職員と同様に各自の知識と活動拠点などを知る必要があります。 出前講座利用やいちょう塾への積極的な参加で知識向上を図っている人も多いと思いますが、社会福祉の諸分野や生き甲斐、栄養、スポーツなどの教育も必要と考えます。	出前講座の周知や活動のきっかけづくりを進め、地域で支えあう意識づくりのための情報提供を行います。
27	福祉人材 について	市民・行政共に、時代の動きに敏感となり、各人のイノベーション力・新しい発想力を向上させることが重要です。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。
28	情報提供の充実 について	新しい施策や変更事項などの周知を、これまで以上にスピード感を持って行ってほしいです。	情報を必要としている人に必要な情報が行き渡るよう、情報提供の充実に努めていきます。
29	地域住民の 主体的な活動 について	町会・自治会は様々な機能を担っています。ごみに関する場合の「リサイクル推進員」のように、町会・自治会に対し、福祉（特に高齢者）の情報を提供するしくみを作ってほしいです。	いただいた御意見を踏まえ、地域と行政機関・専門機関との“コーディネート役”である社会福祉協議会や地域福祉推進拠点の活用を含め、検討してまいります。
30	地域住民の 主体的な活動 について	厚生労働省「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」には「地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域課題に関する相談に対応すること」について掲載されていますが、素案のどの部分が該当しますか。	2つ目のテーマ「地域福祉活動支援・人材育成」が該当し、地域住民等が相互に支援するためには、地域で支えあう意識づくり、取組のきっかけづくりなどの取組が必要と考えています。

No.	御意見		市の考え方
	分野	概要	
31	民生委員・児童委員について	民生委員の負担が大きく「なり手がいない」等の問題があるため、負担の軽減も講ずる必要があるのではないのでしょうか。	支援内容や負担軽減について、民生委員・児童委員協議会と意見交換を行ってまいります。
32	地域住民の主体的な活動について	地域福祉活動の普及・啓発にあたっては、講義形式だけでなく、参加者同士が知り合い、対話ができ、成長していけるような方法で実施してほしい。	御意見については、今後の参考とさせていただきます。
33	地域住民の主体的な活動について	「志民塾」「お父さんお帰りのさいパーティ」だけでなく、他の「市民活動協議会」の活動についても言及してほしい。	本計画では社会福祉協議会を「地域と専門的な相談・支援機関との“コーディネート役”」と位置付けており、市民活動協議会をはじめ地域団体との連携が必要であると考えています。
34	ボランティア活動について	高齢者ボランティア・ポイントについて、対象者を広げ、要支援や事業対象者認定者にも広げることにより、介護予防に資すると考えられるとともに、運営についても、ボランティアを受け入れる現場に応じて、柔軟な対応をしていく必要があります。	引き続き、高齢者ボランティア・ポイント制度の充実に向けて推進してまいります。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
35	ボランティア活動について	「地域福祉計画改定に伴う意識調査」にて、「ボランティア活動をする際に支払われるべき費用」についての項目があり、「交通費」「実費」「保険料」との回答が高くなっていますが、素案には反映されていますか。	「地域における福祉活動の支援」において、地域における課題の解決に向けた取組を進めている個人や団体に対する支援を行うこととしています。
36	活動指標について	ういずサービスの評価指標は協力会員数となっていますが、活動の内容ごとの回数の方が適切だと思います。	「地域における福祉活動の支援」についての活動指標であり、福祉活動が広がっていくことをめざす項目のため、協力会員数を活動指標に設定しています。
37	ボランティア活動について	学生によるボランティア活動を推進するには「大学コンソーシアム」の機能についても言及すべきです。	いただいた御意見を踏まえ、「大学コンソーシアム」について追記しました。

No.	御意見		市の考え方
	分野	概要	
38	福祉人材について	地域生活課題を各事業所が把握するためには、スキルアップ等、市職員だけではなく、関係機関の積極的な人材養成が必要です。	高齢者、障害者等の対象別計画ではそれぞれ人材育成に関する取組を定めています。今後もいただいた御意見を踏まえ、関係機関の人材育成に努めていきます。
39	福祉サービスについて	福祉サービスは年齢に関係なく弱い立場の人への支援であり、基本は町会・自治会による支えあい、助け合いで解決できないときに行政が積極的に介入することが必要です。しかし、常にコーディネーター役は必要です。	社会福祉協議会が“コーディネート役”として、地域の課題を受け止め、専門的な相談支援機関へつないでいきます。
40	福祉人材について	福祉人材を活かす職場づくりや、離職対策が必要です。	福祉職場で働く人がやりがいを持ち、適正な職場環境が保たれるよう、事業者に対して関係法令等の周知等を行います。 また、高齢者や介護の分野では、本計画と同時期に策定する「高齢者計画・第7期介護保険事業計画」において、介護人材対策を重点的な取組のひとつとして位置づけ、確保・定着・育成の3つの側面から総合的に推進していきます。
41	ボランティア活動について	生活困窮者自立支援法に規定されている学習支援について、当該支援に学生ボランティアとして、小中高校生に勉強を教えている学生に対して、大学として単位認定ができるように市として働きかける必要があります。	現段階では、学生ボランティアの方に御協力頂いている状況ではありません。しかし、今後子どもたちへの効果的な支援を考慮して、学生ボランティアの方のご協力を頂く場合は、意欲をもってボランティア活動などの地域活動に参加できるよう、大学等や関係機関と連携して、必要な対応を行います。
42	権利擁護について	成年後見利用促進法の計画に位置づけるのであれば、首長申立の際などに活用される、利用支援事業の利用を積極的に促進し、必要な予算措置を講ずることを明記するべきです。	本計画では、成年後見制度の利用促進に向けた支援等を記載していますので、そのための予算措置は実施していきます。
43	権利擁護について	首長申立について、迅速に申し立てができるよう、必要な措置を講じるべきです。	御意見は担当所管に伝えるとともに、事業を実施する際の参考とさせていただきます。



No.	御意見		市の考え方
	分野	概要	
44	計画の推進について	市の職員も現場に入り、現場の声を聴きながら計画を推進してほしい。また、多忙になる職員の心の健康維持も配慮してほしい。	いただいた御意見を踏まえ、市職員も協働の担い手として地域参加を検討してまいります。
45	その他	社会参加には「足」が重要ですが、送迎問題が大きいと思います。特に八王子のような広いところでは、外出支援のバスさえ通っていない地域ではなおさらです。	交通空白地域交通事業への運営費補助などを活用し、地域の状況に応じた交通手段による移動の確保を進めてまいります。
46	その他	高齢者も子どもも、中年もみんなが集えるような地域の食堂のようなものをぜひ推進し、食の大切さの発信や世代を超えた交流の場づくりを行ってほしいと思います。	本計画と連携を図る食育推進計画では「食を大切にする人々を育むまち」を将来像としております。この将来像の実現を目指し、関係所管と連携しながら食育に関する施策に取り組んでまいります。
47	その他	世界に先駆け、長寿社会のモデルを構築していく、という自覚が行政にも市民にも必要です。	高齢者や介護の分野に関しては、引き続き、地域包括ケアシステムを強化していくとともに、元気な高齢者をはじめとする市民力・地域力を活かした多様な取組を推進します。いただいた意見は今後の参考とさせていただきます。
48	その他	パブリックコメントの件数が少ないようですが、周知の方法等検討の余地があると思います。	いただいた御意見を参考に、引き続きパブリックコメントの効果的な周知や、より参加しやすい環境整備に取り組みます。